⑵　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　１、５、６、15及び19に掲げる事項
⑶　会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表　15に掲げる事項
⑷　持分会社（会社法第575条第１項に規定する会社をいう。）の個別注記表　１、５、６及び８から19までに掲げる事項
［２・３　略］
４　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
［⑴～⑶　略］
⑷　収益及び費用の計上基準（事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。）
［⑸　略］
［５・６　略］
７　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
⑵　当該事業年度に係る計算書類の⑴に掲げる項目に計上した額
⑶　⑵に掲げるもののほか、⑴に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
８～11　［略］
12　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
［⑴～⑶　略］
⑷　当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
⑸　［略］
13～17　［略］
18　関連当事者（会社計算規則第112条第４項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は⑴から⑻までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。
⑴　当該関連当事者が会社等（会社計算規則第２条第３項第19号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
［ア～ウ　略］
［⑵～⑻　略］

⑵　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　１、５、14及び18に掲げる事項
⑶　会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表　14に掲げる事項
⑷　持分会社（会社法第575条第１項に規定する会社をいう。）の個別注記表　１、５及び７から18までに掲げる事項
［２・３　同左］
４　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
［⑴～⑶　同左］
⑷　収益及び費用の計上基準
［⑸　同左］
［５・６　同左］
［新設］
７～10　［同左］
11　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
［⑴～⑶　同左］
［新設］
⑷　［同左］
12～16　［同左］
17　関連当事者（会社計算規則第112条第４項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は⑴から⑻までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。
⑴　当該関連当事者が会社等（会社計算規則第２条第３項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
［ア～ウ　同左］
［⑵～⑻　略］